

新型コロナウイルスに関するさまざまな判断基準

現在、大阪市での新規感染者数の増加によって、医療機関での発熱外来の予約がとれない、PCR検査したが結果連絡がなかなかこない、大阪市保健所からの電話連絡がこない等で、ご連絡をいただいた際のご質問が増えていますので、簡単にですが、主な判断基準等を以下に整理します。

1 本人にせき・微熱等の軽度のかぜ様疾患がある。

⇒お休みをお願いします。発熱がある場合は服薬に頼らずに解熱した日を0と数え、1・2をあけて、3日目から登校可です。もしくは医療機関を受診して登校可の診断を得てください。その他の軽度のかぜ様疾患は症状がなくなれば登校可です。

2 同居家族にせき・微熱等の軽度のかぜ様疾患がある。

⇒基本的に本人は登校可ですが、新型コロナへの感染が疑われるような強い症状のかぜ様疾患との明確な区別が難しいので、疑わしい場合は、念のためのお休みで4を適用してください。

3 本人に新型コロナへの感染が疑われるような強い症状のかぜ様疾患がある。

⇒医療機関の受診をお願いします。

⇒医師に新型コロナの感染ではないので検査不要と言われた場合は1を適用してください。
検査を受けた場合は検査結果ができるまで自宅待機してください。

4 同居家族に新型コロナへの感染が疑われるような強い症状のかぜ様疾患がある。

⇒お休みをお願いします。ご家族の受診をお願いします。

⇒医師に新型コロナの感染ではないので検査不要と言われるか、もしくは、受検をした場合は検査結果ができるまで自宅待機してください。

※この場合、このご家族が陽性であった場合＝6の場合に備えて、早めの家庭内隔離を実施しておられるのがよいです。

5 本人の陽性が判明した場合

⇒お休みをお願いします。医師から「発症日」の特定がありますので、「発症日」をゼロと数え、10日間の自宅隔離となります。この場合、10日目の隔離最終日・9日目・8日目の72時間無症状であることも解除の条件となります。11日目から登校可です。

6 本人が濃厚接触者となった場合

※現在、感染判明者に対する保健所からのききとりがなかなか入らない状況ですので、同居家族の陽性が判明した場合は、濃厚接触者であるとみなした行動をしてください。

⇒お休みをお願いします。医療機関を受診してください。(無症状の場合、受診を断られる場合もあります。)

⇒本人が無症状・陰性の場合：陽性となった方との最終接触日（ご家族の場合は家庭内隔離を始めた日）をゼロと数え、7日間の自宅隔離となります。8日目から登校可です。

⇒7日間の自宅隔離中に症状を発症し、医療機関を受診して陽性が判明した場合は、その時点から新たに5が適用されます。

7 同居家族が家庭内ではなく職場・友人関係等で濃厚接触者となった場合

※6に記したような状況ですので、この場合も、濃厚接触が疑われる状況がある場合には、濃厚接触者であるとみなした行動をしてください。

⇒濃厚接触者となったご家族が有症状の場合は、医療機関を受診し、4を適用してください。

⇒濃厚接触者となったご家族が無症状であっても検査を受けられる場合も4を適用してください。(無症状の場合受診を断られる場合もあります。その場合は次を適用してください。)

⇒濃厚接触者となったご家族が無症状で検査を受けず、かつ、本人も無症状の場合は2月8日からの基準により、登校することができます。

★さまざまな場合があるので、ご連絡時に学校にご相談ください。